



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

令和3年5月28日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 原 弘憲

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 高澤 有美

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年4月分)について

令和3年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、
別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めて
まいります。

事務処理誤り等（令和3年4月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和3年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和3年度に発生した事務処理誤りが1件、令和2年度が40件、令和元年度が9件、平成30年度が5件、平成29年度が8件、平成28年度以前が25件、合計88件(市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた11件を含む)となっています。

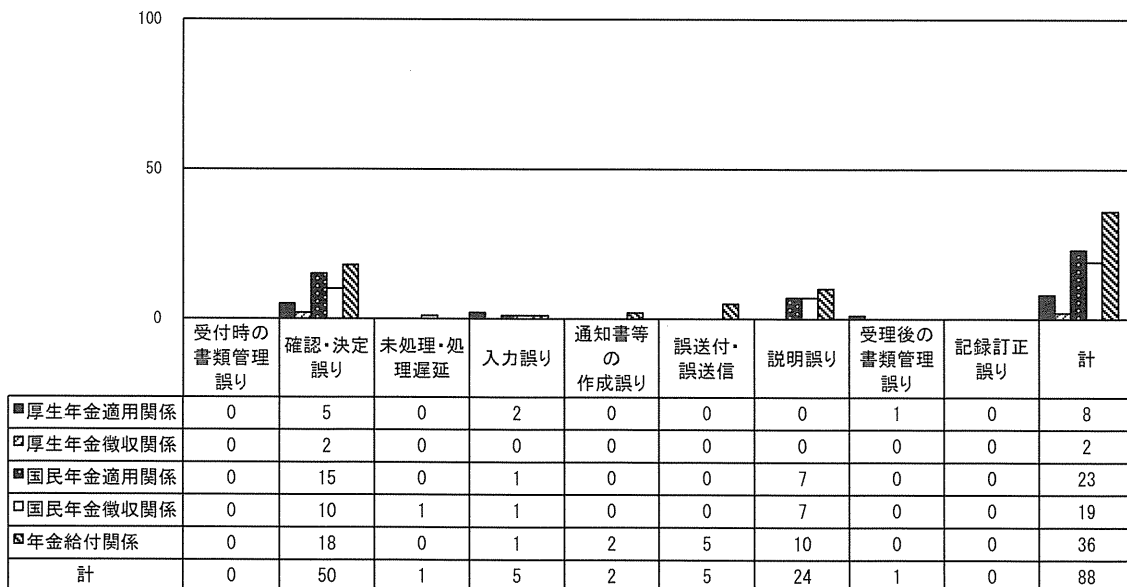
そのうち事案の概要が公表可能な80件について、一覧で事象をお示ししています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

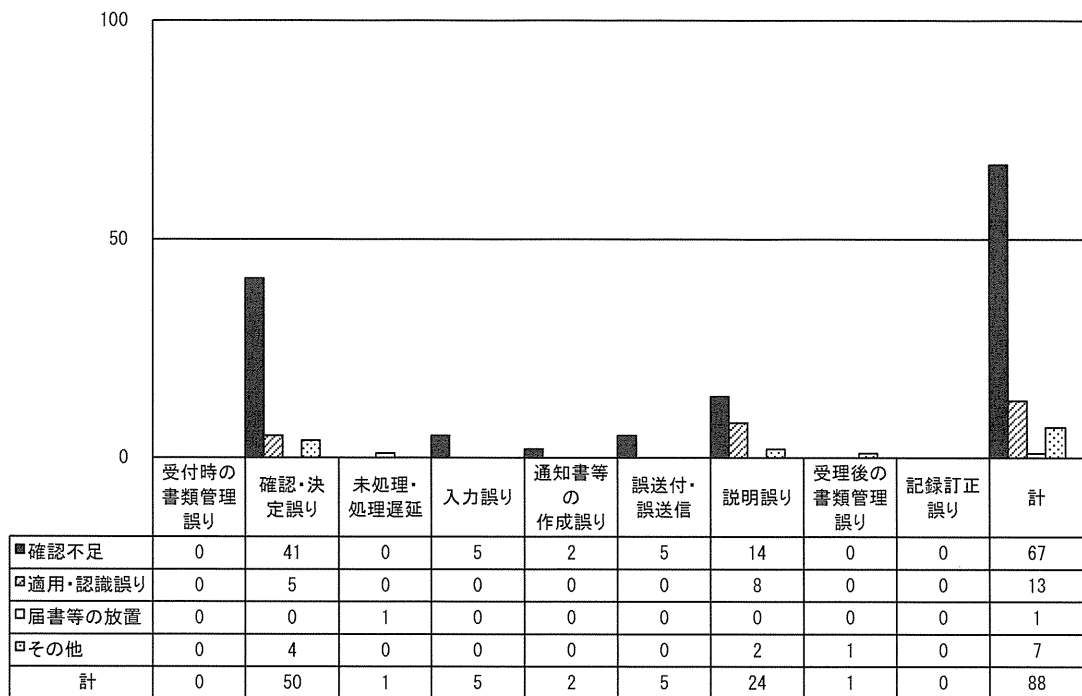
発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	
件数	15(2)	1	0	0	3(1)	1	0	3(2)	1	1(1)	8(2)	5(3)	9(1)	40(10)	1	88(22)
割合	17.1%	1.1%	0.0%	0.0%	3.4%	1.1%	0.0%	3.4%	1.1%	1.1%	9.1%	5.7%	10.3%	45.5%	1.1%	100.0%
	社会保険庁 時代に発生															

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

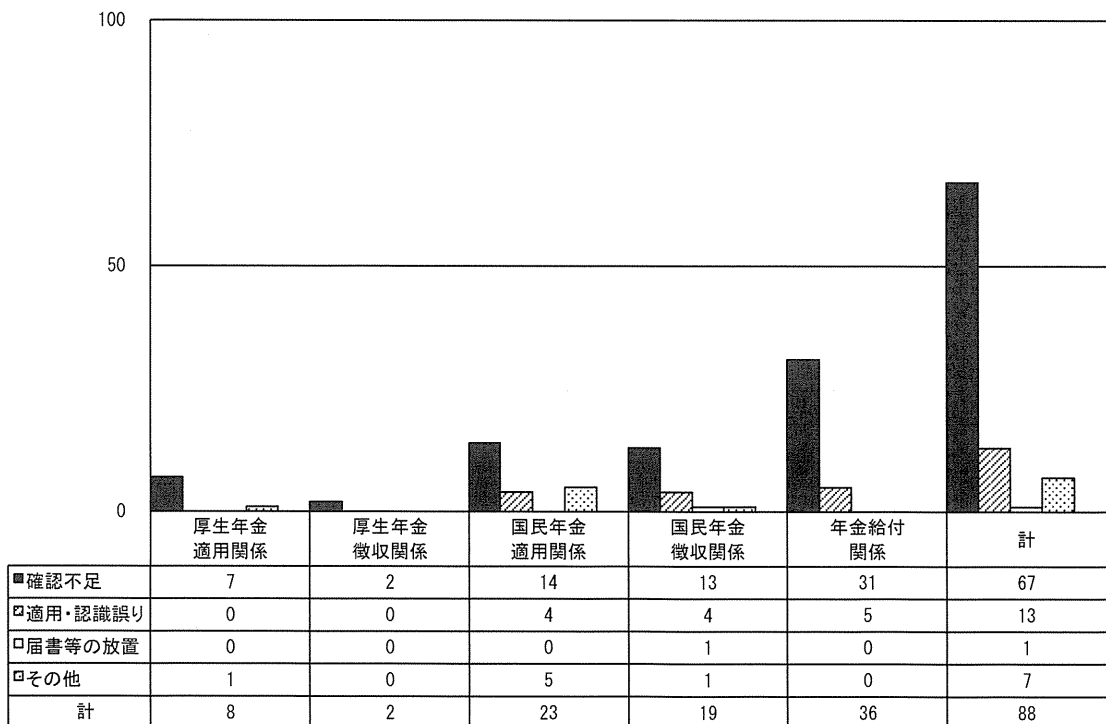
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



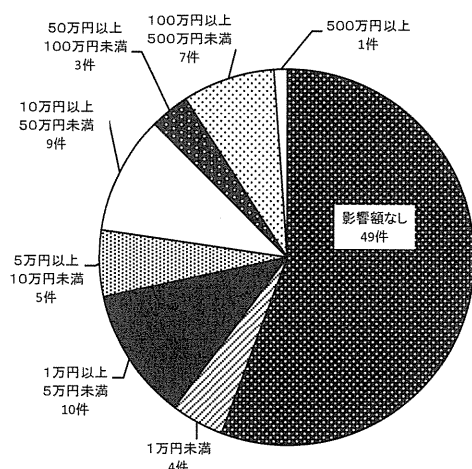
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

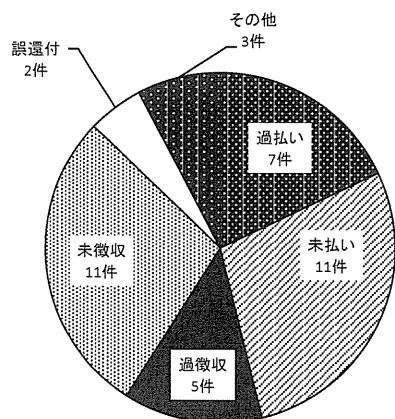


5 影響額別内訳



影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	5	0	15	10	19	49
1万円未満	0	1	0	2	1	4
1万円以上 5万円未満	0	0	3	4	3	10
5万円以上 10万円未満	1	0	3	1	0	5
10万円以上 50万円未満	1	0	0	2	6	9
50万円以上 100万円未満	1	0	2	0	0	3
100万円以上 500万円未満	0	1	0	0	6	7
500万円以上	0	0	0	0	1	1
計	8	2	23	19	36	88

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	7件	6,373,896	910,556
未払い	11件	23,756,231	2,159,657
過徴収	5件	1,390,269	278,053
未徴収	11件	1,696,680	154,243
誤還付	2件	120,080	60,040
その他	3件	402,375	134,125
計	39件	33,739,531	865,116

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	2件	148,769円
過徴収と未徴収	1件	253,606円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	37件	42.0%
外部	51件	58.0%
計	88件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2019年10月1日	傷病が別である複数の障害年金の受給権を有する者にかかる障害年金生活者支援給付金の差止解除漏れ	32名	未払い	3,214,196円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和3年5月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	1件	128万円	105,512件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	5件	900万円	4,924件	13.1億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	157万円	1,671件	13.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	0件	0円	344件	7,883万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	224万円	131件	1,729万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	371万円	15件	6,171万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	2件	2万円	596件	1.0億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	25万円	305件	4,737万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	29件	4,028万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	12万円	1,651件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	5万円	30件	2,009万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	25件	2,288万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	3件	78万円	2,144件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	30万円	80件	610万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	34万円	31件	6,544万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	2件	132万円	23件	1,180万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	91万円	56件	4,073万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	3件	1,187万円	247件	13.0億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	45件	1,125万円	24,699件	21.0億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	7件	3,365万円	696件	9.6億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	18件	1.4億円	542件	29.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	134件	428万円	83,584件	16.3億円
		過払い	825件	60万円	4,049件	1,552万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	1件	41万円	163件	3.1億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	3件	1,266万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年4月分の事務処理誤り一覧(1～12ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～8
2. 厚生年金徴収関係	 2P	整理番号 9
3. 国民年金適用関係	 3P	整理番号 10～30
4. 国民年金徴収関係	 6P	整理番号 31～47
5. 年金給付関係	 8P	整理番号 48～80

○システム事故等一覧(13ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(14～16ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2021年 4月6日	2021年 4月19日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届と混合したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤って送付した保険証は回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			千葉	幕張	2015年 11月16日	2021年 3月23日	○担当部署で確認したところ、本人記録であることの確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3			愛知	名古屋広域 事務センター	2021年 2月9日	2021年 2月17日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
4	算定基礎届の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2020年 10月26日	2021年 2月10日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届における標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	3事業所	過徴収	927,955
5	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2002年 11月8日	2020年 1月23日	○担当部署で確認したところ、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の被保険者記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者記録統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
6		入力誤り	新潟	新潟西	1996年 2月頃	2020年 12月25日	○担当部署で確認したところ、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出書の確認不足により、適用種別を誤って入力したため、過払い及び過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。過払いについては返納の処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	64,815
7	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 9月頃	2021年 3月8日	○担当部署で確認したところ、令和2年9月の厚生年金標準報酬月額の上限定時において、確認が不足し、報酬月額の変更処理を行わなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、標準報酬月額の上限定時における確認を徹底するよう周知しました。	7事業所	その他	253,606
8	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	沖縄	浦添	2021年 1月29日	2021年 2月15日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から添付書類を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、適切に書類の管理をするよう周知しました。	1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2021年 2月5日	2021年 3月18日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書について確認が不足し、処理を行わなかったため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未払いの還付金は還付しました。 ●担当部署において、保険料等還付請求書の処理の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	1,190,340

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	2021年 1月8日	2021年 3月19日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金資格取得届を進達する際の確認が不足し、誤って別人の情報を記載した資格取得届を進達していたため、別人に国民年金加入の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
11			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 1月31日	2020年 12月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第1号に該当した際の勧奨が漏れ、第1号の資格取得処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
12			愛知	豊川	2017年 9月29日	2020年 10月14日	○お客様から問合せがあり、個人番号登録時の確認が不足し、別人の個人番号の紐づけ処理が行われていたため、国民年金の資格取得処理が行われず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、個人番号登録時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,020
13	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	熊本	八代	1981年 3月31日	2021年 4月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認が不足し、誤った日付で国民年金資格喪失届を受理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を受付する際の年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
14			千葉	千葉	2017年 8月7日	2021年 3月30日	○機構本部から連絡があり、市区町村において、国民年金資格喪失要件の確認が不足し、誤って不必要な国民年金資格喪失届を受理していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、国民年金資格喪失要件の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	624,160
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	石垣	1980年 2月18日	2021年 1月21日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
16			北海道	釧路	2018年 1月24日	2021年 2月15日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
17			千葉	幕張	2015年 3月17日	2021年 2月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	734,670

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
18	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	古川	2018年 3月15日	2021年 2月9日	○機構本部から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料の過徴収及び年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	83,954
19			長崎	長崎南	2019年 8月13日	2020年 3月30日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入に該当する期間の免除期間の追納について、納付済みのままとすることができたにもかかわらず、還付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	誤還付	87,100
20		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 8月6日	2021年 3月18日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	50,490
21		説明誤り	福岡	西福岡	2011年 12月頃	2021年 2月12日	○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
22			徳島	徳島北	2019年 4月9日	2021年 3月11日	○担当部署で確認したところ、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
23			大阪	天王寺	1988年 2月8日	2021年 3月25日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
24			香川	高松西	2014年 11月14日	2020年 12月10日		1名	なし	0
25			東京	練馬	2011年 12月22日	2020年 12月22日	○お客様から問合せがあり、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
26		確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2020年 3月23日	2021年 4月20日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
27	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2009年6月11日	2021年2月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
28			宮城	仙台広域事務センター	2018年4月26日	2020年12月22日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者とし、誤った日付で第3号該当処理を行っていたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	6名	誤還付	32,980
29	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2000年4月頃	2021年2月25日	○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理されていたため、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	13,300
30	国民年金適用関係の誤り	説明誤り	徳島	徳島北	2021年1月29日	2021年2月18日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の提出を案内すべきところ、案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
31	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2020年11月24日	2021年1月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金付加保険料の手続きを案内する際に、誤った手続きの期限を案内したため、お客様が希望する月からの付加保険料納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●委託業者に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	未徴収	400
32	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2021年2月15日	2021年4月6日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33			神奈川	平塚	2020年9月15日	2020年10月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の住所の確認が不足し、追納申込書処理と併せて住所変更処理が必要であったにもかかわらず、住所変更処理を漏らしたため、追納納付書がお客様のもとへ届かず、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,550
34		説明誤り	石川	金沢北	2020年3月頃	2020年11月25日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、追納期限の案内をする際、誤った納付期限を案内していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	169,400
35		埼玉	浦和	2020年10月29日	2020年11月2日	1名		未徴収	15,550	
36		国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2020年2月20日	2021年3月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の所得の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の所得の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
37	愛知			名古屋広域事務センター	2020年7月29日	2021年3月17日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の免除区分の確認不足により、お客様の希望しない免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、審査時の免除区分の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	57,890
38	宮城			仙台広域事務センター	2020年11月27日	2021年3月19日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付後、誤って受付登録データを削除していたため、免除の審査が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
39	説明誤り		北海道	札幌東	2020年2月28日	2020年7月17日	○市区町村から連絡があり、市区町村において年金記録の確認が不足し、お客様が全額免除を希望しており、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が必要であったにもかかわらず、提出不要と案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
40	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	2014年 4月14日	2021年 3月24日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
41			神奈川	川崎	1986年 10月22日	2021年 3月15日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当すべき期間が法定免除となっておらず、お客様が保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	40,440
42	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2020年 12月21日	2021年 2月19日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43			宮城	仙台広域事務センター	2020年 12月28日	2021年 3月4日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、口座振替申出書の金融機関コードの確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
44	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	福島	東北福島	2020年 5月26日	2020年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付を案内する際、納付書の使用期限を誤って案内していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書の使用期限の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	16,340
45			三重	津	2021年 3月16日	2021年 3月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納可能期間の説明を誤ったため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2021年 2月2日	2021年 3月1日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、口座名義人の入力を誤ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	371,090
47	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2018年 7月9日	2021年 2月24日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金納付書を作成する際、確認が不足し、誤った金額の延滞金納付書を作成していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額の延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において、延滞金納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
48	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	1983年 12月1日	2019年 12月2日	○年金相談時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,908
49			福岡	直方	2020年 9月10日	2020年 12月21日	○機構本部から連絡があり、事務処理手順の確認不足から、年金請求の遅延のため、時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	232,842
50	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2021年 1月7日	2021年 1月26日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	35,285
51	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1987年 10月12日	2019年 10月4日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,741,668
52			大阪	堺東	1993年 1月14日	2020年 12月25日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,719
53	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山口	下関	1965年 6月10日	2020年 4月10日	○年金請求時の記録確認により、遺族年金決定時の確認不足から、続柄を誤って登録し年金を決定したため、遺族年金が失権せず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には続柄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,510,466
54		説明誤り	長崎	長崎南	2012年 1月12日	2020年 6月29日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,768,367

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2012年 12月13日	2020年 9月7日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金のみ決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,083,467
56			本部	障害 年金センター	2021年 1月14日	2021年 2月8日	○お客様から問合せがあり、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級1級として障害年金を決定すべきところ、2級として障害年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57			本部	障害 年金センター	2021年 2月18日	2021年 3月1日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足から、診断書の記載内容とは異なる障害状態を示す診断書コードを登録し障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58			本部	障害 年金センター	2019年 12月26日	2021年 3月5日		1名	なし	0
59			本部	障害 年金センター	2019年 12月19日	2021年 2月24日		1名	なし	0
60		説明誤り	本部	相談・ サービス 推進部	2020年 6月2日	2020年 7月3日	○年金事務所から連絡があり、コールセンターにおいて、制度の理解不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、障害年金の受給要件の再確認を行うよう指示しました。	1名	なし	0
61			東京	板橋	2020年 9月25日	2021年 3月30日	○お客様から問合せがあり、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62			福井	福井	2021年 3月26日	2021年 3月29日	○お客様から問合せがあり、制度の理解不足から、障害年金の額改定請求ができない方に対し、額改定請求ができると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の額改定請求について再確認しました。	1名	なし	0
63			鳥取	米子	2021年 2月25日	2021年 3月30日	○お客様から問合せがあり、診断書の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った診断書を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
64	年金の支払額や支払 時期等の誤り	説明誤り	福岡	南福岡	2020年 9月15日	2021年 3月10日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の受給による年金の支給停止期間の確認不足から、誤った支給停止期間を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給による年金の支給停止期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2000年 11月20日	2020年 11月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,559
66	年金選択の誤り	説明誤り	東京	板橋	2020年 7月2日	2020年 10月22日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、老齢年金にかかる税を考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金にかかる税の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	340,098
67			群馬	太田	2020年 1月23日	2020年 6月9日	○労働基準監督署から連絡があり、労災保険の支給状況の確認不足から、労災保険を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災保険の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	21,978
68	年金決定時の氏名登録誤り	入力誤り	京都	事務センター	2021年 3月30日	2021年 4月16日	○機構本部から連絡があり、入力処理時の確認不足から、委託業者が遺族年金請求書の処理時に氏名の入力を誤ったため、誤った漢字氏名が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
69	死亡届の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2021年 1月27日	2021年 3月25日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の失権処理を行う際、誤って他のお客様の年金の失権処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基本情報の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
70	年金相談の誤り	説明誤り	神奈川	横須賀	2021年 2月12日	2021年 2月17日	○お客様から問合せがあり、文書による年金相談の理解不足から、文書による年金相談が可能であるにもかかわらず、文書による年金相談は対応できないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書による年金相談が可能な事例について再確認しました。	1名	なし	0
71	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2020年 9月24日	2021年 2月8日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に金融機関支店コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には年金振込先口座の金融機関支店コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,162

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
72	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	静岡	島田	2021年 2月24日	2021年 4月9日	○事務センターから連絡があり、確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度支払ったため、過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
73		説明誤り	東京	世田谷	2018年 2月5日	2020年 9月24日	○お客様から問合せがあり、確認不足から、死亡一時金の受給要件を満たしているにもかかわらず死亡一時金請求の案内をしていなかったため、未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金請求書を受付し処理を行い、お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
74	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	年金給付部	2018年 1月15日	2018年 1月31日	○お客様から問合せがあり、年金未請求の方に送付する請求勧奨のデータを誤って作成したため、請求済みのお客様へ請求勧奨を作成し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びしました。 ●担当部署において、請求勧奨のデータ作成時の確認を徹底するよう周知しました。	15名	なし	0
75			本部	中央 年金センター	2020年 7月31日	2020年 8月7日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の失権通知書の送付時の確認不足により、同じ内容の失権通知書をお客様へ送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びしました。 ●担当部署において、遺族年金の失権通知書の送付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
76	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	埼玉	川越	2021年 2月8日	2021年 3月16日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
77			本部	年金給付部	2018年 12月6日	2018年 12月17日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様に送付すべき扶養親族申告書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した扶養親族申告書を回収し、本来送付すべきお客様に扶養親族申告書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
78	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	新潟	新潟東	2021年 3月23日	2021年 4月23日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った記載内容の受付控を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
79			東京	江戸川	2021年 3月29日	2021年 4月7日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
80	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	島根	浜田	2021年 3月29日	2021年 3月30日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	傷病が別である複数の障害年金の受給権を有する者にかかる障害年金生活者支援給付金の差止解除漏れ	2019年10月1日	2021年3月22日	○障害年金の支払いが差止となった間、併せて、障害年金生活者支援給付金の支払いもシステムの連動し、差止されることになっています。 ○今回、傷病が別である複数の障害年金の受給権を有する場合、どちらか一方の障害年金を受給することになるが、一方は差止により支払いが停止され、もう一方が支払われている場合、障害年金生活者支援給付金の支払は差止とならないが、その支払を差止したため、障害年金生活者支援給付金に未払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書を送付し、未払いとなった障害年金生活者支援給付金についてお支払いしました。 ●当該事象に該当する方を特定し対応できるよう、システム改修を実施しました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	32名	未払い	3,214,196円

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのもと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であっても、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システムの長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。